

■ **テナント保険**



■ **ガイドブック**



**【設備・什器等保険】【修理費用保険】【賠償責任保険】**

**3つの補償でテナントをしっかりガード!!**



**ジック少額短期保険株式会社**

このテナント保険ガイドブックは、「テナント保険」に関する補償内容や重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」※）についてご説明しています。

※契約概要：保険商品の内容をご理解いただくための事項

※注意喚起情報：ご契約に際して、ご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。また、ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

## 目次

### 補償内容について

1 設備・什器等とは？	3
2 設備・什器等には含まれないものとは	3
3 テナント保険でお引受できる業種、お引受できない業種	3
4 保険料と保険金額	4
5 テナント保険で補償対象となる災害や事故と保険金の種類	5
6 お支払いする保険金について	5

### 重要事項のご説明（契約概要・注意喚起情報）

契約締結前におけるご確認事項	6
契約締結時におけるご注意事項	8
契約締結後におけるご注意事項	8
その他ご留意いただきたいこと	9

### 約款

普通保険約款	11
特約条項	17
お問い合わせ先一覧	19

## テナント保険は、事業用賃貸物件（テナント）を賃借される方の設備・什器等や損害賠償責任を補償する専用商品です。

### （１）設備・什器等とは？

テナント内に収容されている賃借人が所有する業務用の設備、装置、機械、工具、什器または備品をいいます。補償対象となる災害や事故により、損害が発生した設備・什器等をテナント保険は補償します。

### （２）設備・什器等には含まれないものとは？

- 家財（賃借人の生活用動産）
- 商品・製品（加工途中の半完成品や受託物、仕掛中の製品や原材料など）
- 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量 125CC 以下の原動機付自転車を除きます。）
- 船舶（ヨット、モーターボート、ボートを含みます。）、航空機
- 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、商品券、チケット類、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、切手または印紙その他これらに類する物
- 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- 貴金属、腕時計、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品、パソコン、カメラで 1 個または 1 組の価額が 30 万円を超える物
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
- 動物および植物
- 居抜きテナントの造作、設備。ただし被保険者である賃借人が自己の費用で設置した造作、設備で賃借人が所有する物は保険の対象とする設備・什器等に含まれます。
- リース物品（パソコン、複合機などでリース会社所有の物）、レンタル物品

### （３）テナント保険でお引受できる業種、お引受できない業種

区分	お引受できる業種	お引受できない業種
共通	専有面積 330㎡以下のテナント	専有面積が 330㎡を超えるテナント
店舗	酒屋、八百屋、魚屋、肉屋（総菜を製造する場合は飲食店）、パン屋（パン製造・販売は飲食店）、コンビニエンスストア、洋品店、雑貨屋、文具店、薬局、自転車販売店、新聞販売店、本屋、ペットショップ（ペットトリミングする場合はサービス）、リサイクルショップ、金券ショップ、時計屋、宝飾店などの小売店、卸売店	危険物（ガソリン、LPガス等）販売店、銃砲店、総合スーパー、百貨店、自動車（二輪、中古車含む）販売店、農機具、建設機械販売店、建設資材販売店、クリーニング店（取次店を除く）、金融機関店舗など
事務所	一般事務所	反社会的勢力（※）の事務所 ※反社会的勢力および反社会的勢力に関係がある者の保険契約申込に対しては全て引受謝絶となります。
文化教育	学習塾、音楽教室、絵画教室、着付け教室、ヨガ教室、英会話教室など各種学校、礼拝堂などの宗教施設、児童相談所などの福祉施設、図書館、美術館、研究所など	柔道、剣道、空手など武術、格闘技道場・教室、化学、工学研究所など
飲食	食堂、レストラン、居酒屋、バー、スナック、キャバレー、割烹、料亭、喫茶店、仕出・持ち帰り弁当製造販売、カラオケボックス、インターネットカフェ、ダーツバー、料理教室など	
サービス	理髪店、美容院、クリーニング取次店、病院、診療所、歯科医院、動物病院、整骨院、指圧・マッサージ店、鍼灸院、エステティックサロン、ネイルサロン、写真館、麻雀店、ゲームセンター、スポーツジムなど	性風俗営業店、旅館、ホテル、ペンション、パチンコ・スロット店、サウナ、銭湯、コインランドリー、貸スタジオ、グループホーム、老人ホーム、託児所、保育園、幼稚園など
その他		工場、作業所、各種製作所、倉庫など

## (4) 保険料と保険金額

保険金／業種区分	保険金額／保険期間	2年			1年		
	設備・什器等保険金	200万円	400万円	600万円	200万円	400万円	600万円
設備・什器等保険金 (盗難)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	
設備・什器等保険金 (通貨盗難)	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	
設備・什器等保険金 (預貯金証書盗難)	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円	
設備・什器等保険金 (水災)	10万円	20万円	30万円	10万円	20万円	30万円	
臨時費用保険金	40万円	80万円	100万円	40万円	80万円	100万円	
残存物取片付け費用 保険金	20万円	40万円	60万円	20万円	40万円	60万円	
地震火災費用保険金	10万円	20万円	30万円	10万円	20万円	30万円	
修理費用保険金	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	
賠償責任保険金	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万	1,000万	
店舗	保険料	15,400円	21,200円	27,000円	7,700円	10,600円	13,500円
	プラン名	<b>2T2</b>	<b>2T4</b>	<b>2T6</b>	<b>T2</b>	<b>T4</b>	<b>T6</b>
事務所	保険料	13,200円	17,800円	22,200円	6,600円	8,900円	11,100円
	プラン名	<b>2J2</b>	<b>2J4</b>	<b>2J6</b>	<b>J2</b>	<b>J4</b>	<b>J6</b>
文化教育	保険料	15,400円	21,200円	27,000円	7,700円	10,600円	13,500円
	プラン名	<b>2C2</b>	<b>2C4</b>	<b>2C6</b>	<b>C2</b>	<b>C4</b>	<b>C6</b>
飲食	保険料	24,400円	34,600円	44,800円	12,200円	17,300円	22,400円
	プラン名	<b>2R2</b>	<b>2R4</b>	<b>2R6</b>	<b>R2</b>	<b>R4</b>	<b>R6</b>
サービス	保険料	17,000円	23,400円	29,800円	8,500円	11,700円	14,900円
	プラン名	<b>2S2</b>	<b>2S4</b>	<b>2S6</b>	<b>S2</b>	<b>S4</b>	<b>S6</b>

## 【保険料のお支払について】

保険料はテナント入居前(保険開始日前)までに、一括でお支払ください。

保険契約継続の場合も、保険期間が満了する前までに継続契約に係る保険料をお支払ください。

テナント入居後であっても保険料のお支払がなかった場合は、事故の際に補償されませんのでご注意ください。

## (5) テナント保険で補償対象となる災害や事故と保険金の種類

区分	テナント保険で補償する災害や事故	火災、落雷、破裂・爆発	風災、雹災、雪災	外部からの物体の衝突、落下等	水濡れ	騒乱、集団行動等による暴力行為	盗難による盗取、汚損等	業務用通貨の盗難	業務用預貯金証書の盗難	45cmを超える浸水 水災 床上浸水または地盤面から	地震、噴火、津波による火災	失火によりテナントに損害が生じ 貸主に損害を与えた	テナント管理上の過失で第三者に 損害を与えた
	<b>保険金の種類</b>												
設備 什器	設備・什器等保険	○	○	○	○	○							
	// 水害									○			
	// 盗難						○						
	// 通貨盗難							○					
	// 預貯金証書盗難								○				
費用	臨時費用保険金	○	○	○	○	○							
	残存物取片付け費用保険金	○	○	○	○	○							
	地震火災費用保険金										○		
	修理費用保険金	○	○	○	○	○							
賠償	借家人賠償責任保険金											○	
	施設賠償責任保険金												○

## (6) お支払する保険金について

1回の事故につき、お支払する保険金は保険金の種類ごとの保険金額が限度となります。ただし、1回の事故で複数の保険金が支払われる場合には、お支払する保険金の合計額は1,000万円が限度となります。

### 【具体例1】

事故の概要：テナント賃借人の過失により失火し、テナントが焼失した。その際に設備・什器等も焼失した。

事故による損害額：焼失したテナントの損害額800万円、設備・什器等の損害額400万円の  
合計1,200万円

お支払する保険金額：1,000万円

### 【具体例2】

事故の概要：巨大竜巻により、複数のテナントが同時に被災した。テナント賃借人は「被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払限度額に関する特約」(注)により複数のテナント保険に加入していた。

事故による損害額：テナントA 600万円、テナントB 300万円、テナントC 200万円の  
合計1,100万円

お支払する保険金額：1,000万円

### (注) 被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払限度額に関する特約

少額短期保険では、一人の被保険者に係る引受保険金額が1,000万円までとなっておりますが、同一の被保険者が複数のテナントを契約される場合に、本特約により設備・什器等保険金額の合計3,000万円まで(保険契約件数5件まで)のお引受が可能となります。

ただし、この特約により複数の保険契約で事故が発生した場合であっても、1回の事故でお支払できる保険金額は1,000万円となります。

※この特約を付帯する場合は、同一建物および隣接建物内の複数のテナントはお引受できません。



テナント保険をご契約いただくお客さまへ

## 重要事項のご説明【契約概要・注意喚起情報】

この書面では、テナント保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。

\* 保険契約申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねております。

### 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

### 注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約内容は、本冊子のパンフレット、ご契約のしおり（普通保険・特約）をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 契約締結前におけるご確認事項

### 1. 商品の名称、仕組み

#### ①商品の名称

契約概要

テナント保険

#### ②商品の仕組み

契約概要

このテナント内に収容されている賃借人所有の設備や什器等の補償や、賃貸借契約で賃借人が負担すべきテナントの修理費用の補償、貸主に対する法律上の借家人賠償責任の補償およびテナントの使用、管理に起因する事故等での第三者に対する施設賠償責任の補償をセットしたテナント賃借人向けの総合補償商品です。

### 2. 基本となる補償内容および保険金をお支払いしない主な場合

#### ①基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償内容および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款をご参照ください。

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合		
補償対象となる事故・	保険金名	保険金の額・支払限度額		
設備・什器等 保険金	①火災、落雷、破裂または爆発	再調達価額によって定めた損害額 1事故につき 設備・什器等保険金額を限度	【共通項目】 ・保険契約者、被保険者等の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波（地震火災費用保険金を除く） ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故	
	②風災、雹災、または雪災			
	③テナントの外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊			
	④給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ			
	⑤騒乱およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為			
	⑥盗難	設備什器等		再調達価額によって定め、貴金属と合わせて盗難事故1回につき100万円限度
		貴金属		貴金属・宝石・美術品等は、1個または1組ごとに30万円限度
	業務用通貨	1事故につき、現金20万円限度		
	業務用預貯金	1事故につき、200万円限度		
⑦水災	テナントが床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合	再調達価格によって定めた損害額 1事故につき、設備・什器等保険金額の5%を限度		

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合	
補償対象となる事故・ 保険金名	保険金の額・支払限度額		
費用保険金	【臨時費用保険金】 設備・什器等保険金が支払われる場合で、被保険者が支出した臨時に生じる諸費用	お支払いした設備・什器等保険金の20%に相当する額 1回の事故につき100万円を限度	【設備・什器等保険金、費用保険金をお支払いしない主な場合】 ・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・保険の対象が屋外にある間に生じた事故 ・保険の対象の欠陥によって生じた損害 ・自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、発酵、発熱、ひび割れ等によって生じた損害 ・加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・すり傷、かき傷等の外観の損傷または保険の対象の汚損で、機能に支障をきたさない損害
	【残存物取片付け費用保険金】 設備・什器等保険金が支払われる場合で、被保険者が支出した残存物取片付け費用	実費 1回の事故につき設備・什器等保険金額の10%を限度	
	【地震火災費用保険金】 地震もしくは噴火または津波を直接または間接の原因とする火災により設備什器等が損害を受け、テナントが半焼以上となった場合、または設備什器等が全焼となった場合に、それによって臨時に生じる費用	1回の事故につき、設備什器保険金額の5%に相当する額	
修理費用保険金	設備・什器等保険金が支払われる場合の①～⑥の事故でテナントに損害が生じ、賃貸借契約に基づき被保険者が自己の費用でテナントを修理した場合	実費 1回の事故につき修理費用保険金額を限度	【修理費用保険金をお支払いしない主な場合】 ・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・被保険者がテナントを貸主に明け渡す際の原状回復 ・被保険者がテナントを貸主に明け渡した後に発見されたテナントの損壊
賠償責任保険金	【借家人賠償責任保険金】 火災、破裂または爆発によりテナントに損害を生じさせた場合で、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額 1回の事故につき賠償責任保険金額を限度 ・1回の事故において、借家人賠償責任保険金と施設賠償責任保険金の合計額が賠償責任保険金額を超える場合は、それぞれの保険金額を比例配分した額を賠償責任保険金額とする。	【借家人賠償責任保険金をお支払いしない主な場合】 ・被保険者の心神喪失または指図によるテナントの損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者とテナントの貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者がテナントを貸主に明け渡した後に発見されたテナントの損壊に起因する損害賠償責任
	【施設賠償責任保険金】 日本国内において、テナント施設もしくは設備の使用または管理に起因する偶然な事故またはテナントにおける業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の傷害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	損害賠償金の額 1回の事故につき賠償責任保険金額を限度 ・1回の事故において、借家人賠償責任保険金と施設賠償責任保険金の合計額が賠償責任保険金額を超える場合は、それぞれの保険金額を比例配分した額を賠償責任保険金額とする。	【施設賠償責任保険金をお支払いしない主な場合】 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ・航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

## ②主な特約の概要 契約概要

被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払限度額に関する特約	この特約は、被保険者を同一とする複数の保険契約を引き受ける場合に適用します。この特約により複数の保険契約の保険金額の合計が1,000万円を超えるときは、保険金額の合計額を1,000万円とみなし、これにより1回の事故で複数の保険契約に損害が生じた場合であっても当社の支払保険金は1,000万円が限度となります。
当社への通知または申出に係る書面省略特約	保険契約者または被保険者が当社への通知または申出を行う際に、書面の代わりに電話、ファクシミリ、メールなどの情報処理機器による通信手段を用いて通知または申出が行えることを定めた特約

## ③保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間は1年または2年間です。
- 補償は、始期日の午前0時に開始し、1年または2年後の同一日付前日の午後12時に終了します。

## 3. 保険料の払込方法等

### ①保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料は、保険契約と同時に一括して現金で払い込んでいただきます。

### ②保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

この保険には保険料の払込猶予期間等の取扱いはございません。

## 契約締結時におけるご注意事項

### 1. 告知義務 注意喚起情報 (保険申込書の記載上の注意事項)

保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人には告知義務があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、★印がついている項目のことです。

この項目が事実と違っていた場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険契約書の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】(主な事項を記載しています)

- ①保険契約者、被保険者の氏名または名称
- ②被保険者の生年月日
- ③被保険テナントの所在地、物件名称および戸室番号
- ④他の保険契約の有無

### 2. クーリング・オフ 注意喚起情報

保険契約者が事業を営むことを目的として、このテナント保険を契約された場合は、クーリング・オフの対象外となります。

保険契約者が個人で保険期間が2年、かつ事業を営む者(被保険者)が保険契約者以外の者である場合は、契約申込後であっても保険契約の撤回または解除(以下「クーリング・オフ」といいます)を行うことができます。

クーリング・オフを希望される場合は、当社まで電話もしくはメールにてご連絡ください。クーリング・オフに必要なお手続きをご案内いたします。

## 契約締結後におけるご注意事項

### 1. 通知義務 注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。



**【通知事項】**

- ①保険契約者、被保険者の氏名または名称を変更したこと
- ②賃貸住宅に関わる賃貸借契約を解約したこと
- ③他の保険契約を締結したこと

**2. 解約返戻金** 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、当社まで速やかに書面にてお申出ください。

●ご契約が一括払であった場合は、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返戻金として返還します。

解約返戻金は次の算式により計算します。

返還する保険料 = (一括払保険料 - 3,000円) × 未経過月数 ÷ 保険期間月数

\*未経過月数とは、解約日から保険期間満了日までの未経過月数とします。なお、1ヶ月に満たない端数月についてはこれを切り捨てるものとします。

\*解約に伴い既払込保険料から保険契約初期費用として3,000円を控除して返還保険料を計算します。

**その他ご留意いただきたいこと****1. 取扱代理店の権限** 注意喚起情報

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約締結の媒介、保険料の領収・保険料領収証の交付、保険契約の保全・管理業務等の代理業務を行なっております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき当社が承諾した保険契約は、当社と直接契約されたものとなります。

**2. 保険料の増額または保険金の削減** 注意喚起情報

当社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行なうことがあります。

**3. 経営破綻時の取扱い** 注意喚起情報

この保険契約は、万一当社が経営破綻した場合であっても、「保険契約者保護機構」による保護はありません。また、保険業法第270条の3の第2項1号(保険契約の移転等における資金援助)に規定する補償対象契約には該当しません。

**4. 個人情報の取扱いについて** 注意喚起情報

①この保険契約に関する個人情報は、保険契約の引受の判断および本契約の履行のために利用するほか、当社の他の商品、サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

②当社は、業務上必要な範囲内でお客さまに関する個人情報を下記に提供することがあります。

(ア)業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、金融機関等

(イ)保険契約の締結ならびに保険金支払の健全な運営のために、他の保険会社(少額短期保険会社を含みます)、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用することがあります。

(ウ)再保険引受会社に対し、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、報告、再保険金の請求等のために提供することがあります。

\*当社の個人情報の取扱いについては、ホームページ(<https://www.jicc-ssi.com>)をご覧ください。

## 5. 事故が起こった場合 **注意喚起情報**

- ①事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または当社までご連絡ください。
- ②保険金請求権には3年の時効がありますのでご注意ください。
- ③保険金請求書に加え、普通保険約款・特約条項に定める書類をご提出いただきます。

## 6. 支払時情報交換制度について **注意喚起情報**

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取り消し、無効の判断の参考にすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互に照会しています。

支払時情報交換制度に参加している少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

### <当社への保険に関する相談・苦情・お問い合わせは>

ジック少額短期保険株式会社 お客様相談窓口  
フリーダイヤル0120-849-431  
24時間・365日 自動応答受付

### <万一、事故が起こった場合は>

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください  
24時間・365日 事故受付サービス  
フリーダイヤル0120-492-585

### <指定紛争解決期間> **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しております。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

### 一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

フリーダイヤル0120-821-144

【受付時間】平日8:00~12:00、13:00~16:00  
(土日祝日、年末年始はお休みとさせていただきます)

# 普通保険約款・特約条項

## 第1条 (用語の定義)

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において、次の用語の意味はそれぞれ次の定義によります。ただし、別に定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
溢水	溢水(いっすい)とは、水があふれることをいいます。
貸主	賃貸借契約の賃貸人(をいい、転賃人を含みます)。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備(をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます)。
告知事項	損害発生の可能性に関する重要な事項(注1)およびこの保険契約の引受範囲(注2)の認定に必要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。 (注1)他の保険契約等に関する事項を含みます。 (注2)当社が引受けできる保険契約の範囲に関する事項で、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所において、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。
財物の損傷	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
残存物取片付け費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用・取片付け清掃費用および搬出費用をいいます。
失効	保険契約内容の全部または一部の効力をその時に降失うことをいいます。
自動車	自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。
支払限度額	別表(他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額)に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。
地盤面	床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
設備・什器等	業務用の設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
親族	6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族をいいます。
商品・製品等	商品、レンタル用品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいいます)・落石等をいいます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪なだれ崩(をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます)。
船舶	ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
騒乱およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
損害	損傷により受ける経済的な不利益をいい、消防または避難に必要な処置によって、設備・什器等に生じた損害を含みます。また、被保険者が損害賠償責任を負担することによって、被った損害を含みます。
他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
テナント	被保険者が借用する事業用賃貸物件で保険証券記載の戸室または建物をいいます。共同建物等の場合は事業用戸室を、戸建の場合はその建物をいい、共同建物の戸室には、これに付属する物置、車庫、その他の付属建物、共用部分のうち専用使用のベランダ、共用部分設置の専用宅配ボックスを含み、戸建の場合には、これに付属する物置、車庫、その他の付属建物を含みます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
先取特権	法律で定められた一定の債権を有する者が、債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

被保険者	この保険契約の補償の対象となる者、補償を受ける者をいいます。
風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	補償の対象となる期間をいい、保険証券に保険期間の始期として記載された日の午前0時に始まり保険期間の終期として記載された日の午後12時に終了します。
保険金	保険事故が発生した場合に、当社がこの保険契約に基づき被保険者に支払う金銭のことをいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となります。その金額は、保険証券に記載されています。
保険契約者	当社と保険契約を締結、契約上の様々な権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料の支払義務)を持つ者をいいます。
保険の対象	保険をつける対象のこと。この保険では設備・什器等をいいます。
無効	この保険契約のすべての効力を、保険期間の初日に遡って失うことをいいます。
床上浸水	事業の用に供する部分の床(畳敷、板張またはタイル張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

## 第2条 (保険責任の始期および終期)

- 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます)の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

## 第3条 (被保険者の範囲)

この保険契約における被保険者は、保険証券に記載されたテナントを賃借する保険証券記載被保険者となります。

## 第4条 (保険の対象およびその範囲)

- この保険契約における保険の対象は、保険証券記載のテナントに収容されている被保険者が所有する設備・什器等とします。
- 次に掲げる物のうち被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。

- 畳、建具その他これらに類する物
- 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうちテナントに被保険者が付加した物
- 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうちテナントに被保険者が付加した物
- 保険証券記載のテナントに被保険者が据え付けた看板(移動式看板は除きます)。

- 室内に設置されたエアコンと一体の室外機

- 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- 家財、商品・製品等その他これらに類する物
- 自動車、船舶および航空機
- 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、商品券、チケット類、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、切手または印紙その他これらに類する物
- 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- 貴金属、腕時計、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品、パソコン、カメラで1個または1組の価額が30万円を超える物
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
- 動物および植物

- (3)の規定にかかわらず、(3)③の業務用の通貨もしくは預貯金証書または⑤に掲げるものに盗難による損害が生じたときは、これらを保険の対象として取扱います。この場合であっても、この普通保険約款にいう再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の設備・備品等補償保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

## 第5条 (設備・什器等保険金を支払う場合)

- 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、設備・什器等保険金を支払います。

- 火災、落雷、破裂または爆発
- 風災、雹災または雪災。ただし、テナントまたはその一部(注1)が風災、雹災または雪災によって破損したために生じた損害(注2)に限り、また、
- テナントの外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊またはテナント内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは(4)の事故による損害を除きます。



④ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、②の事故もしくは(4)の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。

⑤ 騒乱およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(2) 当社は、盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、設備・什器等(盗難)保険金を支払います。ただし、被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことが条件となります。なお、テナントに併設される専用駐輪場またはテナントが一戸建の場合の敷地内に収容される事業用自転車または事業用原動機付自転車(完成品をいい、完成品を構成する部品のみは保険の対象から除きます。)はこの盗難事故の保険の対象に含まず。

(3) 当社は、保険証券記載の物件内における次に掲げるもののいずれかの盗難によって損害が生じた場合は、その損害に対して、設備・什器等(通貨盗難または預貯金証書盗難)保険金を支払います。ただし、被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことが条件となります。

① 業務用の通貨

② 業務用の預貯金証書

さらに、業務用の預貯金証書の盗難の場合には、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと

イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引出されたこと

(4) 当社は、水災によって保険の対象である設備・什器等を収容するテナントが、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等に損害が生じた場合は、その損害に対して、設備・什器等(水害)保険金を支払います。

(注1) テナントまたはその一部

窓、扉、その他の開口部を含みます。

(注2) 風災、雹災または雪災によって破損したために生じた損害

風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによる損害についても、テナントまたはその一部が風災、雹災または雪災の事故によって破損し、その破損部分からテナントの内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

#### 第6条(設備・什器等保険金の支払額)

(1) 当社が第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(1)設備・什器等保険金および(2)設備・什器等(盗難)保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。

(2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険の対象の再調達価額を限度とします。

(3) 当社は、設備・什器等保険金額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額を設備・什器等保険金として、支払います。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(2)の設備・什器等(盗難)保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。

(5) 盗難によって貴金属、腕時計、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品、パソコン、カメラに損害が生じ、1個または1組の損害の額が30万円を超える場合は、損害の額を30万円とみなして(4)の規定を適用します。

(6) 第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(3)①の業務用の通貨の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき20万円を限度とし、その損害の額を設備・什器等(通貨盗難)保険金として、支払います。

(7) 第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(3)②の業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき200万円または設備・什器等保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を設備・什器等(預貯金証書盗難)保険金として支払います。

(8) 当社は、第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(4)の場合には、次の算式(注)によって算出した額を設備・什器等(水害)保険金として支払います。

設備・什器等保険金額 × 支払割合(5%) = 設備・什器等(水害)保険金の額

(注) 次の算式

設備・什器等保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とします。

#### 第7条(臨時費用保険金)

(1) 当社は、第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(1)の事故によって設備・什器等保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる諸費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

(2) 当社は、(1)の臨時費用保険金として、第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(1)の設備・什器等保険金の20%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。

#### 第8条(残存物取片付け費用保険金)

(1) 当社は、第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(1)の事故によって設備・什器等保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片付けに必要な費用に対して、残存物取片付け費用保険金を支払います。

(2) 当社は、(1)の残存物取片付け費用保険金として第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(1)の設備・什器等保険金の10%に相当する額を限度として、実際に要した残存物取片付け費用の額を支払います。

#### 第9条(地震火災費用保険金)

(1) 当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、保険の対象を収容するテナントが半焼以上となった場合(注1)、または保険の対象が全焼となった場合(注2)には、それによって臨時に生ずる費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。

(2) 当社は、(1)の地震火災費用保険金として、次の算式(注3)によって算出した額を支払います。

設備・什器等保険金額 × 支払割合(5%) = 地震火災費用保険金の額

(注1) 半焼以上となった場合

テナントの主要構造部の火災による損害の額が、当該テナントの再調達価額の20%以上となったとき、またはテナントの焼失した部分の床面積の当該テナントの延べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。

(注2) 全焼となった場合 設備・什器等の火災による損害の額が、当該設備・什器等の再調達価額の80%以上となったときをいいます。

(注3) 次の算式

設備・什器等保険金額が再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は再調達価額とします。

#### 第10条(修理費用保険金)

(1) 当社は、保険証券記載のテナントが次のいずれかに該当する事故によって損害を受け、被保険者がその物件の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用(注1)に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、第13条(賠償責任保険金を支払う場合)(1)の規定によって借家人賠償責任保険金を支払う場合を除きます。

① 火災、落雷、破裂または爆発

② テナントの外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊またはテナント内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災、土砂崩れもしくは⑤の事故による損害を除きます。

③ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または水による水濡れ。ただし、水災、溢水もしくは⑤の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。

④ 騒乱およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑤ 風災、雹災または雪災。ただし、テナントの内部については、テナントまたはその一部(注2)が風災、雹災または雪災によって破損したために生じた損害(注3)に限ります。

⑥ 盗難

(2) 当社が(1)の修理費用保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。

(3) 当社は、(1)に掲げる事故を原因とする物件の損害であっても、次のいずれかに掲げる箇所については修理費用保険金の範囲から除きます。

① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部(注4)

② 玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、トイレ、浴室、郵便ポスト、宅配ボックス、宅配ロッカー、門、塀、垣、車庫、駐輪場、給水塔等のテナントが属する建物において共同の利用に供される物

③ テナントが属する建物の付属施設(屋外設備・装置)としての門、塀、垣、物置、車庫、駐輪場、電気・ガスの供給設備、送信・受信設備、配管設備その他これらに類する物

(注1) 修理費用

損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用とし、損害発生直前の状態を超える修理(取替えを含みます。)については、その超える部分に対応する費用を除きます。

(注2) テナントまたはその一部

窓、扉、その他の開口部を含みます。

(注3) 風災、雹災または雪災によって破損したために生じた損害 風、雨、雪、雹、砂、塵その他これらに類するものの吹込みによる損害についても、テナントまたはその一部が風災、雹災または雪災の事故によって破損し、その破損部分からテナントの内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

(注4) 主要構造部

建物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、小はり、ひさし、局所的な小階段その他これらに類する部分は含みません。

#### 第11条(保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)および第7条(臨時費用保険金)から第10条(修理費用保険金)までの保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人(その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(1)①の事故が生じた場合を除きます。

④ 保険契約者または被保険者が所有(注1)または運転(注2)する車両またはその積載物の衝突または接触

⑤ 事故の際における保険の対象の紛失または盗難

⑥ 保険の対象である設備・什器等が屋外にある間に生じた盗難。ただし、第4条(保険の対象およびその範囲)(2)④、⑤およびテナントに併設される専用駐輪場または物件が一戸建ての場合の敷地内に収容される事業用自転車または事業用原動機付自転車(完成品をいい、完成品を構成する部品のみは保険の対象から除きます。)の盗難を除きます。

⑦ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入。ただし、第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(1)②の事故による場合を除きます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(次のいずれかに該当する事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず、次のいずれかに該当する事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)および第7条(臨時費用保険金)から第10条(修理費用保険金)までの保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第9条(地震火災費用保険金)の地震火災費用保険金については、この限りではありません。

③ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(3) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、第10条(修理費用保険金)を支払いません。

① テナントを貸主に明け渡す際の原状回復に必要な費用

② テナントを貸主に明け渡した後に発見された物件の損壊

(注1) 所有

所有権留保条項付売買契約(注5)により購入した場合および1年以上を期間とする賃貸借契約により借入れた場合を含みます。

(注2) 運転

保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 所有権留保条項付売買契約

自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

## 第12条(他の保険金との関係)

(1) 当社は、第6条(設備・什器等保険金の支払額)から第10条(修理費用保険金)までの保険金の合計額が保険証券記載の設備・什器等保険金額を超える場合でも、第7条(臨時費用保険金)から第10条(修理費用保険金)までの保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、1回の事故につき、第6条(設備・什器等保険金の支払額)から第10条(修理費用保険金)までの保険金の合計額が保険業法等の関係法令に基づき定める引受限度額を超過する場合は、当社は、次の算式によって算出した額を第6条(設備・什器等保険金の支払額)から第10条(修理費用保険金)までの保険金として、支払います。

第6条(設備・備品等

額保険金の支払額)から 保険業法等の関係法令に基づき定める引受限度

第10条(修理費用 ×

保険)までのそれぞれの 第6条(設備・備品等保険金の支払額)から第10条

保険金 (修理費用保険金)までの保険金の合計額

(3) (2)の規定は、1回の事故につき第15条(賠償責任保険金の支払額)の保険金が支払われる場合にも適用します。これにより、当社がお支払いする保険金は1回の事故につき1000万円を限度とします。

## 第13条(賠償責任保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が保険証券記載のテナントが被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発、により損害を受けたため、被保険者がそのテナントの貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、借家人賠償責任保険金を支払います。

(2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、施設賠償責任保険金を支払います。

① 被保険者による保険証券記載のテナントの使用または管理に起因する偶然な事故

② テナントの用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故

## 第14条(賠償責任保険金の範囲)

当社が支払う借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限りま

① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引きます。

② 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます。)

③ 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

④ 被保険者が損害の発生または拡大の防止を講ずるために支出した必要または妥当と認められる費用

⑤ 賠償責任の発生または拡大の防止のために必要または妥当と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

⑥ 被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用

⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または妥当な費用

## 第15条(賠償責任保険金の支払額)

(1) 当社が1回の事故につき支払うべき賠償責任保険金の額は、次の金額の合計額とします。ただし、借家人賠償責任保険金と施設賠償責任保険金の合計額は、保険証券記載の賠償責任保険金額を限度とします。

① 第14条(賠償責任保険金の範囲)①に規定する損害賠償金の額

② 第14条(賠償責任保険金の範囲)②から⑦までの費用についてはその全額

(2) (1)の規定にかかわらず、賠償責任保険金には、第12条(他の保険金との関係)(3)に規定する1回の事故についての他の保険金との合計支払限度額が適用されます。

## 第16条(賠償責任保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ テナントの修理、改造または取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この限りではありません。

⑥ 被保険者の心神喪失または指図

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

① テナントを貸主に引渡した後に発見されたテナントの損壊に起因する損害賠償責任

② 被保険者と物件の貸主との間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

(3) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。

① 被保険者と第三者との間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、区分所有建物の共用部分についてはその区分所有者に対して負担する損害賠償責任については、これを除きます。

③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

⑤ 排水・排気(煙を含みます。)または廃棄物に起因する損害賠償責任

⑥ 被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為(注3)を行う者の次の仕事の遂行上の過失に起因する損害賠償責任

ア. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等

イ. 身体の整形

ウ. 人または動物に対する診療、治療、看護もしくは疾病の予防または死体の検案

エ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定もしくは投与または使用方法の指示

⑦ 弁護士、会計士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人が行う専門的職業行為に起因する損害賠償責任

⑧ 航空機、昇降機、自動車または対象施設外における船・車両(原動力が専ら人力であるものを除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

⑨ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任

⑩ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた対象施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任

⑪ 仕事の完成(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者の仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害賠償責任を除きます。

⑫ 給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具、ス



プリンターその他既設の設備・装置類の欠陥、劣化またはさびに起因する損害賠償責任

- ⑬ 被保険者または第三者が廃棄した物に起因する損害賠償責任
- ⑭ 石油物質が施設から流出したことに起因する次に掲げる損害賠償責任  
ア. 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任  
イ. 水が汚染したことに起因する損害賠償責任
- ⑮ 石綿、その代替物質またはこれらを含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任

(注1) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注2) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注3) 医療行為

医業類似行為を含みます。

#### 第17条(告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になるものは、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

①(2)の告げたことが事実となった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき損害の発生前に告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が(2)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) 損害が発生した後に(2)の規定による解除が行われた場合でも、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

(注) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

#### 第18条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象を収容する保険証券記載のテナントの用途を変更したこと

② 保険の対象を他の場所に移転したこと

③ 被保険者が保険の対象を譲渡したこと

④ ①から③までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと

(2) (1)の事実の発生によって、この保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます

(3) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第27条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

#### 第19条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

#### 第20条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または保険契約者以外の者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

#### 第21条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、テナントに係る賃貸借契約が終了した場合は、終了した時にこの保険契約は効力を失います。

#### 第22条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取消することができます。

#### 第23条(保険金額の調整)

(1) 保険契約締結の際、設備・什器等保険金額が保険の対象の再調達価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取消することができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の再調達価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、設備・什器等保険金額について、減少後の保険の対象の再調達価額に至るまでの減額を請求することができます。

#### 第24条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 第25条(重大事由による解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3) (1)または(2)の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第27条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

#### 第26条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第27条(保険料の返還—無効または失効の場合)

(1) 第20条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。

(2) 第21条(保険契約の失効)の規定により保険契約が失効となる場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料} = \frac{(\text{保険料} - \text{当社に定める契約初期費用})}{\text{保険期間(月数)}} \times \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から失効日までの月数(注)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注) 月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げるものとします。

#### 第28条(保険料の返還—取消しの場合)

第22条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

#### 第29条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)

(1) 第23条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、この保険契約の保険料と取消し後の保険契約に適用される保険料との差額を返還します。

(2) 第23条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が設備・什器等保険金額の減額を請求した場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料} = \frac{(\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料})}{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から請求日までの月数(注)}} \times \text{保険期間(月数)}$$

(注) 月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げるものとします。

### 第30条 (保険料の返還－解除の場合)

(1) 第24条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料} = \frac{\text{保険料} - \text{当社の定める契約初期費用}}{\text{保険期間 (月数)} - \text{保険期間開始日から解除日までの月数 (注)}} \times \text{解除日までの月数 (注)}$$

(注) 月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げるものとします。

(2) 第17条 (告知義務) (2)、第18条 (通知義務) (2)、第25条 (重大事由による解除) (1)もしくは(2)の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料} = \text{保険料} \times \frac{\text{保険期間 (月数)} - \text{保険期間開始日から解除日までの月数 (注)}}{\text{保険期間 (月数)}}$$

(注) 月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り捨てるものとします。

### 第31条 (事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること
②事故または損害の発生の通知	事故または損害の発生の日時、場所および事故または損害の概要を直ちに当社に通知すること
③事故または損害の内容の通知	次の事項を遅滞なく、当社に書面等により通知すること ア. 事故または損害の状況 イ. 事故もしくは損害の発生の日時、場所または事故もしくは損害の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求 (注1) を受けた場合は、その内容
④他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容 (注2) について、遅滞なく当社に通知すること
⑤訴訟の通知	損害賠償の請求 (注1) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること
⑥請求権の保全等	他人に損害賠償の請求 (注1) をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること
⑦盗難の届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること
⑧修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当てを行う場合を除きます。
⑨責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求 (注1) を受けた場合は、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと
⑩調査の協力等	①から⑨までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、または当社が行う損害の調査に協力すること

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

### 第32条 (事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者または被保険者は、正当な理由がなく第31条 (事故発生時の義務) の規定に違反した場合は、当社は、下表左欄の規定に対応する下表右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①第31条 (事故発生時の義務) の表①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②同条の表②から⑩まで (⑥および⑨を除きます。)	規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③同条の表⑥	他人に損害賠償の請求 (注) をすることによって取得することができたと認められる額
④同条の表の⑨	損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者は、正当な理由がなく第31条 (事故発生時の義務) の表の③、⑦もしくは⑩に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第33条 (損害防止費用)

(1) 保険契約者または被保険者が、火災、落雷、破裂または爆発 (第5条 (設備・什器等保険金を支払う場合) (1)①) による損害の発生または拡大の防止のために必要または妥当な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないときを除き、当社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。この場合において、当社が負担する負担金と他の保険金の合計額が設備・什器等保険金額を超えるときでも、これを負担します。ただし、第9条 (地震火災費用保険金) の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物 (消火活動に従事した者の着用物を含みます。) の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用 (人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)

(2) 第37条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) の規定は、(1)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第37条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) の規定中「支払限度額」とあるのは「第33条 (損害防止費用) (1)によって当社が負担する費用の額」と読替えます。

### 第34条 (保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 第5条 (設備・什器等保険金を支払う場合) に係る設備・什器等保険金および第7条 (臨時費用保険金) から第9条 (地震火災費用保険金) までの費用保険金の請求に関しては、損害が発生した時
- ② 第10条 (修理費用保険金) に係る修理費用保険金の請求に関しては、被保険者が修理費用を負担した時
- ③ 第13条 (賠償責任保険金を支払う場合) に係る借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
  - ② 損害見積書またはこれに代わるべき書類
  - ③ 盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ④ 第13条 (賠償責任保険金を支払う場合) に係る借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
  - ⑤ その他当社が第35条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第35条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額 (注2)、事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて次に掲げる日数 (注3) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知します。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注4) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確



認のための調査 60日

- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) 当社は、(1)または(2)に規定した保険金支払期限を超えて保険金をお支払いする場合は、法定の利率で計算した額を加えて、保険金をお支払いします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第34条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

再調達価額を含みます。

(注3) 日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 捜査・調査結果の照会

弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) 応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

### 第36条(時効)

保険金請求権は、第35条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第37条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

### 第38条(保険金の削減支払)

(1) 当社は、巨大災害等が発生した結果、当社の事業収支が著しく悪化した場合は、当社の定めるところにより、保険金の削減払を行うことがあります。

(2) (1)の削減払を行う場合は、当社は、保険契約者に書面によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知を行う前に生じた事故による保険金については(1)の削減払は行いません。

### 第39条(保険料の増額または保険金額の減額)

(1) 当社は、事故が当社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、当社の定めるところにより、保険期間の中途において保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

(2) (1)の保険料の増額あるいは保険金額の減額を行う場合は、保険契約者に対し書面によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知を行う前に生じた事故による保険金については(1)の保険金額の減額は行いません。

### 第40条(直接請求権)

(1) 損害賠償請求権者は、次に掲げる場合に当社に対して第13条(賠償責任保険金を支払う場合)に定める借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金の支払を請求することができます。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

(2) 当社は、(1)の請求がなされた場合に、損害賠償請求権者に対して第13条(賠償責任保険金を支払う場合)に定める借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金を支払います。ただし、支払限度額(当社が既に支払った借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金がある場合は、それらの金額を差引いた額)を限度とします。

(3) 当社は、損害賠償請求権者による借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金の請求が、被保険者の借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金の請求と競合した場合は、損害賠償請求権者に対して優先して借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金を支払います。

(4) (2)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金を支払った場合は、その金額を限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金を支払ったものとします。

### 第41条(先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金請求権(注1)について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、借家人賠償責任保険金および施設

賠償責任保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合(注2)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合(注3)

(3) 借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金請求権(注1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金請求権(注1)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差押えすることはできません。

(注1) 借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金請求権

第14条(賠償責任保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金請求権を除きます。

(注2) 被保険者に支払う場合

被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注3) 当社から被保険者に支払う場合

損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

### 第42条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されます。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者間の求償権を含みます。

### 第43条(残存物および盗難品の帰属)

(1) 当社が第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(1)の設備・什器等保険金、(2)の設備・什器等(盗難)保険金または(4)の設備・什器等(水害)保険金を支払ったときでも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当社が第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(2)の設備・什器等(盗難)保険金を支払う前にその保険の対象が回収されたときは、第6条(設備・什器等保険金の支払額)(2)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 盗取された保険の対象について、当社が第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(2)の設備・什器等(盗難)保険金を支払ったときは、その盗取された保険の対象の所有権その他の物権は、保険金の再調達価額に対する割合によって、当社が取得します。

(4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(2)の設備・什器等(盗難)保険金に相当する額(第6条(設備・什器等保険金の支払額)(2)の費用に対する第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(2)の設備・什器等(盗難)保険金に相当する額を差引いた残額とします。)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

### 第44条(保険契約の継続)

(1) この保険契約は、次のいずれかに該当する場合を除き、保険期間満了日の翌日を始期とし、保険期間年数をこの保険契約と同一の保険期間年数として継続されるものとします。

① 保険期間満了日の2か月前までに、当社が、保険契約者に対し、継続を行わない旨を保険契約者の住所に宛てた書面により通知した場合(注)

② 保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者が、当社に対し、継続を行わない旨を通知した場合

(注) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、継続を行わない旨通知することができます。

ア. 第25条(重大事由による保険契約の解除)(1)に規定する事由に準ずる事由があると認められる場合

イ. 当社が保険契約上の義務を履行するに際して保険契約者または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合

ウ. 当社において、この普通保険約款に基づく保険契約の引受方法の変更を行った等の事情により、継続前と同一の内容で引受けができない場合

エ. 当社が、保険契約者または被保険者に係る事故の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性等を考慮して、継続しないこととした場合

- (2) (1)①の場合を除き、当社は、保険契約満了日の2か月前までに、保険契約者に対し、継続後の保険契約の内容を保険契約者の住所に宛てた書面または書面と同一の内容を記録した電磁的データを通知します。この場合において、当社の事業収支を検証した結果、当社が必要と認めるときは、従前の保険契約の保険料または保険金額を変更することがあります。
- (3) この保険契約の保険期間満了日を(1)の規定による継続後の保険契約の保険料払込期日とし、保険契約者は、保険料払込期日までに継続後の保険契約の保険料を払い込まなければなりません。
- (4) 第2条(保険責任の始期および終期)の規定は、継続後の保険契約についても、これを適用します。
- (5) 保険契約者が、継続後の保険契約の始期の属する月の翌月末日までに継続後の保険契約の保険料の払込みを行わなかった場合には、当社は、保険契約者の住所に宛てた書面により、継続後の保険契約を解除することができます。
- (6) (5)の規定に基づいて、当社が保険契約を解除した場合、保険契約者が払い込むべき保険料は、継続後の保険契約の保険料から第30条(保険料の返還・解除の場合)(1)の規定を重用して算出した返還保険料に相当する額を控除し得た額とします。ただし、当社は、この保険料を請求しないことがあります。
- (7) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、継続契約に係る保険証券を保険契約者に発行、交付します。

#### 第45条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第46条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(1)の設備・什器等保険金	損害の額
2	第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(2)の設備・什器等(盗難)保険金	1回の事故につき、100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
3	第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(3)の設備・什器等(通貨盗難・預貯金証書盗難)保険金	(1) 業務用の通貨 1回の事故につき、20万円(他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
	(2) 業務用の預貯金証書	1回の事故につき、200万円(他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
4	第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)(4)の設備・什器等(水害)保険金	1回の事故につき、再調達価額に5%(他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額
5	第7条(臨時費用保険金)の臨時費用保険金	1回の事故につき、100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)
6	第8条(残存物取片付け費用保険金)の残存物取片付け費用保険金	残存物取片付け費用の額
7	第9条(地震火災費用保険金)の地震火災費用保険金	1回の事故につき、保険の対象の再調達価額に5%(他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額
8	第10条(修理費用保険金)の修理費用保険金	1回の事故につき、100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または修理費用の額のいずれか低い額
9	第13条(賠償責任保険金を支払う場合)の借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金	損害の額

## 通信販売特約

#### 第1条(保険契約の申込み)

当社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みを行うことができるものとします。

- ① 保険契約申込書に所定の事項を記載し、当社に送付すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段(インターネットを含みます。)を媒介とし、当社に対して、保険契約申込みの意思を表示し、当社所定の事項を連絡すること。

#### 第2条(保険契約の引受通知)

当社は、第1条(保険契約の申込み)の規定により保険契約の申込みを受けた場合、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約については、保険契約の内容、保険料、保険料の払込方法およびその払込期日を記載した引受通知を書面、電話またはネットワークを通じた情報端末の画面への表示により、保険契約者に通知します。

#### 第3条(保険料の払込み)

保険契約者は、第2条(保険契約の引受通知)による引受通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。

#### 第4条(保険料不払いによる保険契約の解除)

当社は、第3条(保険料の払込み)による保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面、電話またはネットワークを通じた情報端末の画面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払限度額に関する特約

#### 第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者・被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合に適用します。ただし、保険の対象である設備・什器等が、同一または隣接する建物内に収容される場合は、この特約を適用しません。

#### 第2条(同一の被保険者に対する1事故あたりの支払限度額)

- (1) この特約が適用された場合で、保険契約者・被保険者を同一とする複数の保険契約の保険金額の合計額が1,000万円を超えるときは、保険金額の合計額を1,000万円とみなします。これにより、この特約が無いものとして算出した被保険者を同一とする各々の保険契約の1回の事故に対して支払われるべき保険金の合計額が1,000万円を超える場合でも、当社が支払う保険金の合計額は、1回の事故あたり1,000万円を限度とします。
- (2) (1)において、同一の事故で複数の保険契約に損害が発生し、複数の保険契約の支払保険金の合計額が1000万円を超える場合は、当社はそれぞれの保険契約に対して保険金を同じ割合に案分して支払います。

#### 第3条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 当社への通知または申出に係る書面省略特約

#### 第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約者または被保険者が当社への通知または申出を行なう際に、電話、ファクシミリまたはインターネットを含む情報処理機器等の通信手段を用いて行う場合に適用します。

#### 第2条(当社への通知または申出)

保険契約者または被保険者は、次のいずれかの申出または通知を、電話、ファクシミリまたは情報処理機器等の当社が定める通信手段(インターネットを含みます。)により、当社所定の連絡先に対して行うものとします。

- ① 訂正の申出
- ② 通知事項の通知
- ③ 契約条件変更の申出
- ④ 保険契約者の住所変更の通知
- ⑤ 保険金額の調整の通知
- ⑥ 保険契約者による保険契約の解除の通知
- ⑦ 損害発生時の通知
- ⑧ 保険金請求の申出

#### 第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 保険料返戻金表(例)

保険期間2年間の場合の保険料解約返戻金は下表のとおりです。

	店舗	事務所	文化教育	飲食	サービス
保険料	21,200	17,800	21,200	34,600	23,400
プラン名	2T4	2J4	2C4	2R4	2S4
残月数					
23	17,440	14,180	17,440	30,280	19,550
22	16,680	13,570	16,680	28,970	18,700
21	15,930	12,950	15,930	27,650	17,850
20	15,170	12,330	15,170	26,330	17,000
19	14,410	11,720	14,410	25,020	16,150
18	13,650	11,100	13,650	23,700	15,300
17	12,890	10,480	12,890	22,380	14,450
16	12,130	9,870	12,130	21,070	13,600
15	11,380	9,250	11,380	19,750	12,750
14	10,620	8,630	10,620	18,430	11,900
13	9,860	8,020	9,860	17,120	11,050
12	9,100	7,400	9,100	15,800	10,200
11	8,340	6,780	8,340	14,480	9,350
10	7,580	6,170	7,580	13,170	8,500
9	6,830	5,550	6,830	11,850	7,650
8	6,070	4,930	6,070	10,530	6,800
7	5,310	4,320	5,310	9,220	5,950
6	4,550	3,700	4,550	7,900	5,100
5	3,790	3,080	3,790	6,580	4,250
4	3,030	2,470	3,030	5,270	3,400
3	2,280	1,850	2,280	3,950	2,550
2	1,520	1,230	1,520	2,630	1,700
1	760	620	760	1,320	850

### ※保険料返戻金の計算方法

返戻する保険料 = (保険料 - 3,000円(注1)) × 未経過月数(注2) ÷ 保険期間月数

注1: 解約の際に保険料から契約初期費用として3,000円を控除します。

注2: 未経過月数の算出に際しては、1ヵ月未満の端日数は1ヵ月に切り上げて算出します。



# お問い合わせ先一覧

## 事故のご連絡は

フリーダイヤル：0120-492-585

受付時間 24時間・365日 受付・対応

メールでのご連絡は...QRコードをご確認ください。



## テナントの退去に伴うテナント保険の解約は

フリーダイヤル：0120-849-431

受付時間 24時間・365日 自動応答受付

メールでのご連絡は...QRコードをご確認ください。



## 当社への保険に関するお問合せ・ご相談・苦情は

フリーダイヤル：0120-849-431

受付時間 24時間・365日 自動応答受付

メールでのご連絡は...QRコードをご確認ください。



## 指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」

フリーダイヤル：0120-821-144

受付時間 平日の午前8:00～12:00 午後13:00～16:00

 **Jicc** ジック少額短期保険株式会社  
少額短期保険

フリーダイヤル: **0120-849-431**

受付時間: 24時間・365日 自動応答受付

ホームページアドレス <https://www.jicc-ssi.com>

【東金本店】 〒283-0068 千葉県東金市東岩崎15番地6  
TEL.0475-50-2240 FAX.0475-50-2241

【東京本社】 〒105-0013 東京都港区浜松町2丁目3番地1号  
日本生命浜松町クリアタワー  
TEL.03-6870-6777 FAX.03-6870-6778

【大阪営業所】 〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島4丁目4番11号  
太陽ビル  
TEL.06-6476-9078 FAX.06-6476-9079

●取扱代理店